

議案第57号

三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年8月22日

三朝町長 吉田秀光

三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和45年三朝町条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）を加える。

改正後	改正前
(災害弔慰金を支給する遺族) 第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。 (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持	(災害弔慰金を支給する遺族) 第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。 (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持

していた遺族（兄弟姉妹を除く。
以下この項において同じ。）を先
にし、その他の遺族を後にする。

(2) 略

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父
母、孫又は祖父母のいずれもが存
しない場合であって兄弟姉妹がい
るときは、その兄弟姉妹（死亡し
た者の死亡当時その者と同居し、
又は生計を同じくしていた者）に
対して、災害弔慰金を支給するも
のとする。

2～4 略

していた遺族を先にし、その他の
遺族を後にする。

(2) 略

2～4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用する。